

平成29年度の軽自動車税(種別割)のお知らせ

平成29年度の軽自動車税(種別割)の納税通知書は5月上旬に発送します。

1、三輪および四輪車(660cc以下)

自動車検査証の「初度検査年月」から経過年数により税率が変わります。

車種			自動車検査証の「初度検査年月」が平成27年4月以降	自動車検査証の「初度検査年月」が平成27年3月以前で	
				13年を経過しない※1	13年を経過した※2
三輪(乗用・貨物用)			¥3,900	¥3,100	¥4,600
四輪以上のもの	乗用	自家用	¥10,800	¥7,200	¥12,900
		営業用	¥6,900	¥5,500	¥8,200
	貨物用	自家用	¥5,000	¥4,000	¥6,000
		営業用	¥3,800	¥3,000	¥4,500

※1 電気自動車、天然ガス車、メタノール・混合メタノール車、ハイブリッド車(ガソリン)、被けん引車は経過年数にかかわらず、「13年を経過しない」税率となります。

※2 平成29年度は、「初度検査年月」が「平成16年3月」以前の車が「13年を経過した」車となります。

税率の軽減について

上記の税率から車の燃費性能に応じて軽減されます。平成29年度のみ軽減されます。

自動車検査証の「初度検査年月」が「平成28年4月から平成29年3月まで」で、下表の条件を満たすものが対象です。

自動車検査証の「用途」	おおむね75%軽減の条件	おおむね50%軽減の条件	おおむね25%軽減の条件
乗用	電気自動車(EV) または 天然ガス車※1	平成32年度 燃費基準+20%達成車 かつ ★★★★ 低排出ガス車※2	平成32年度 燃費基準達成車 かつ ★★★★ 低排出ガス車
貨物用	電気自動車(EV) または 天然ガス車	平成27年度 燃費基準+35%達成車 かつ ★★★★ 低排出ガス車	平成27年度 燃費基準+15%達成車 かつ ★★★★ 低排出ガス車

税額は下の表のとおりです。

三輪(乗用・貨物用)			¥1,000	¥2,000	¥3,000
四輪以上のもの	乗用	自家用	¥2,700	¥5,400	¥8,100
		営業用	¥1,800	¥3,500	¥5,200
	貨物用	自家用	¥1,300	¥2,500	¥3,800
		営業用	¥1,000	¥1,900	¥2,900

※1 天然ガス車とは…平成21年排出ガス基準からNOx10%低減に該当する車。

※2 低排出ガス車とは…平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)。

2、原付および二輪車など

下表の車種には税率の軽減はありません。

車種	区分	税率
原動機付自転車	50cc以下	¥2,000
	50cc超90cc以下	¥2,000
	90cc超125cc以下	¥2,400
	ミニカー（50cc以下）	¥3,700
小型特殊自動車	農耕作業用 （トラクタ、コンバイン、薬剤散布車、田植機など）	¥2,400
	その他（ホイールローダ、フォークリフトなど）	¥5,900
軽二輪車	125cc超250cc以下	¥3,600
小型二輪車	250cc超	¥6,000
雪上車	—	¥3,600
ボートトレーラ	—	¥3,600

3、問い合わせ先など

◆軽自動車税（種別割）とは◆

毎年4月1日（賦課期日）に車両を所有している方^{※1}に納めていただく税金（年税）です。年税のため、年度途中の申告・廃車による月割はありません。

※1 実際に車を使用されている方を「所有している方」といい、納税義務者となります。



◆農耕作業用車について◆

農耕作業用車（トラクタ、コンバイン、薬剤散布車、田植機など）は、公道を走らなくてもナンバープレートが必要です。

※ナンバープレートは個々の車に交付しますので使い回しは出来ません。

※複数人で購入された場合は、その内のお1人を代表として指定していただきます。その代表の方へ納付書を送らせていただきます。

※所有している方、または代表の方が変わる場合は、納税義務者を変更する必要があります。必ず申告をお願いします。

※農耕作業用車は自賠責保険に加入できません。任意保険をご検討ください。

◆身体障がい減免について◆

受付は、平成29年度軽自動車税（種別割）の納期限の1週間前（平成29年5月24日）までです。納税通知書が5月上旬に届きしだい、申請のため下記までお越しください。また、減免には条件があります。詳細は下記までお問い合わせください。

■問い合わせ 下諏訪町 税務課 収納係 電話27-1111（内線238）